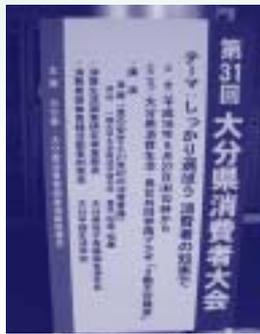


アイネス ホツと通信

No.7
2004.7

発行
大分県消費生活・
男女共同参画プラザ



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

アイネス

愛称…アイネス (i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を
自らが考える場を意味しています。
[i]……愛情・情報・私
[ne]……次の世代(=new)
[s]……消費
[s]……参画



消費者月間街頭キャンペーン 及び第31回大分県消費者大会



INDEX

平成15年度消費生活相談の概要 …… 2～3
消費生活のひろば …… 4～5
男女共同参画のひろば …… 6～7
アイネスサポーターのひろば …… 8

アイネス相談ダイヤル

| | |
|---------------------------------|--------------|
| ●消費生活相談 | 097-534-0999 |
| ●消費生活特別相談 | 097-534-4034 |
| 第1・3土曜日(13:00～16:00)/不動産・住宅関連 | |
| 第2・4土曜日(13:00～16:00)/一般消費生活相談 | |
| 第2・4日曜日(13:00～16:00)/多重債務・ヤミ金関連 | |
| ●食品表示110番 | 097-536-5000 |
| ●男女共同参画についての申出 | 097-534-8477 |
| ●女性総合相談 | 097-534-8874 |
| ●県民相談 | 097-534-9291 |

平成15年度 消費生活相談の概要

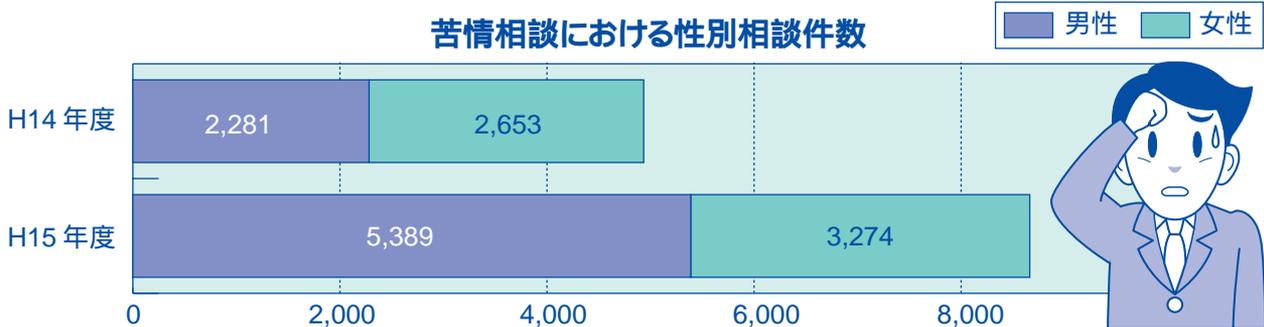
急増する相談件数!

平成15年度(平成15年4月～平成16年3月)に、アイネスに寄せられた消費生活相談件数は9,607件で、過去最高を記録しました。その内訳は苦情が8,760件(全体の91.2%)、問い合わせ等が847件(同8.8%)でした。前年度に比べて、3,364件、約53.9%の大幅な増加となりました。



男性のトラブルが増加!

苦情相談の契約当事者の性別内訳は男性61.5%、女性37.4%、その他(団体等)1.1%と、初めて男性が女性を上回りました。

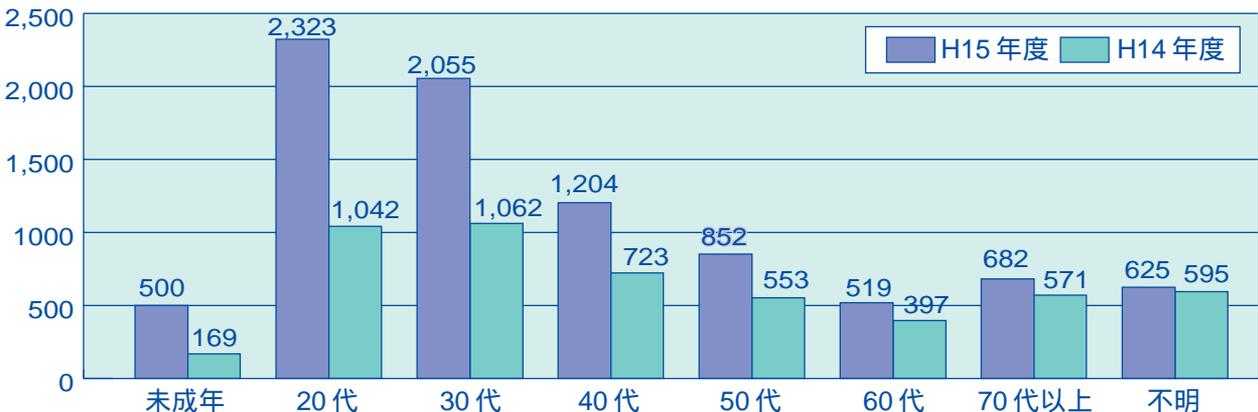


若者のトラブルが増加!

年代別では20代と30代の相談が全体の約50%を占め、前年度の41.2%から8.8ポイント増加し、以下40代が13.7%、50代が9.7%となっています。また、20歳未満の未成年者の相談は、3倍近く増加しています。

職業別比率では給与生活者が42.1%、家事従事者が20.6%、無職17.6%、自営・自由業が7.3%、学生が7%となっています。なかでも、学生の相談が前年度に比べ3倍近く増加しています。

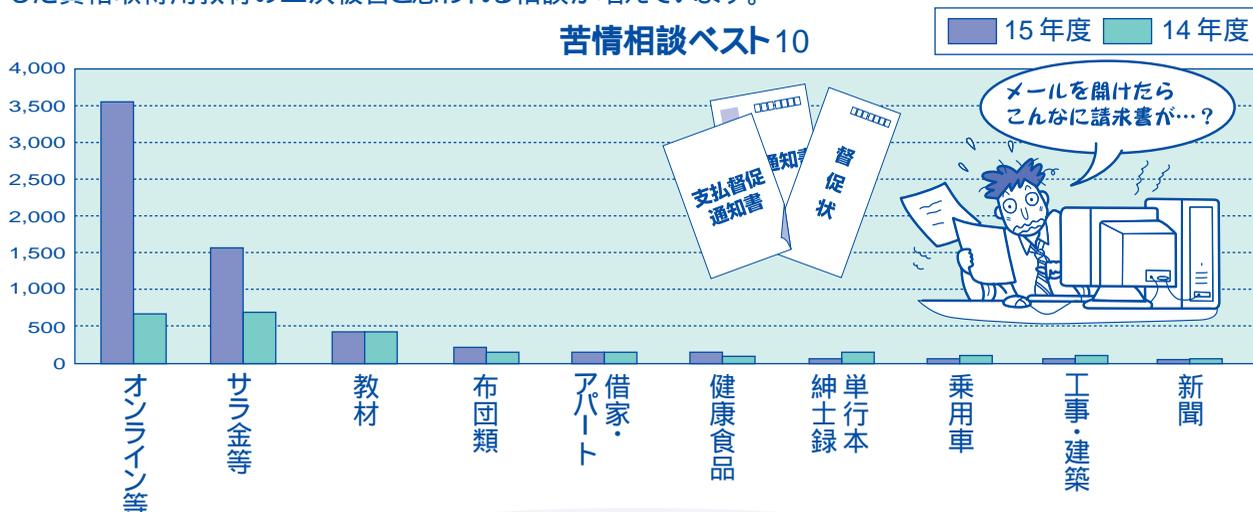
契約当事者の年代別相談件数



架空請求に関する相談が急増!!

苦情相談を商品・役務別に上位10位まで掲げると次のとおりです。

オンライン等関連サービスが前年の5倍以上、サラ金・ヤミ金等が2倍以上に増加しています。これは主にインターネットや携帯電話機を利用したアダルトサイト等の利用料金の架空請求や、身に覚えのない借入金に対する債権回収業者を名乗った架空請求の急増によるものです。また、学習教材については、以前契約した資格取得用教材の二次被害と思われる相談が増えています。



以上のように架空請求の増加が、相談総件数の急増、男性や若者のトラブル増加の大きな要因となっています。

この傾向は現在でも継続し、手口もより巧妙・多様化していますので、身に覚えのない請求を受けた場合には放置し、請求者に対し自分から絶対に連絡をとらないようお願いします。

アイネスフェスタ2004のご案内

アイネスでは昨年に引き続き今年もアイネスフェスタ2004を下記のとおり開催します。多数の皆様のご来場をお待ちしています。

と き:平成16年11月20日(土)~23日(火)

と ころ:大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》

主な行事

アイネスくらしの公開講座、アイネス公開映像講座、女性のための起業経営相談会、体験パソコン講座、ワークショップ、企画資料展、フリーマーケット ほか



第31回大分県消費者大会

平成16年5月27日（木）、アイネスにて、「しっかり学ぼう 消費者の知恵で」をテーマに第31回大分県消費者大会が開催されました。主催者及び来賓あいさつの後、一橋大学大学院の松本恒雄教授が「食の安全と21世紀の消費者像」をテーマに講演、大分県母子寡婦福祉連合会による消費生活調査研究事業発表、大分中部生活学校による消費者団体実践活動事例発表と続き、大会宣言を採択し閉会しました。

以下に、松本教授の講演要旨を紹介します。

食の安全と21世紀の消費者像



講師：一橋大学大学院法科研究科

教授 **松本 恒雄** 氏

はじめに

消費者保護基本法が作られて36年が経過
この間、消費者問題は大きく変化してきた。
最近の消費者問題の特徴としては、サービス（契約）に関するものや情報に関するものが増加してきている。

1 消費者問題としての食の安全・健康

- (1) 消費者とは、生きている者すべて
「消費」はいかなる職種であっても、
全ての国民に関わる問題である。
- (2) 食と健康をめぐる最近の問題
BSE問題
鶏インフルエンザ問題

「健康食品」問題・・・ダイエット食品

外国産の食品を個人輸入する消費者が増え、安全性の確保が難しくなっている。

食品の偽装表示問題・・・消費者に経済的（金銭的）な被害を与える。

2 食の安全・健康を守るための行政

(1) 産業振興行政と安全規制行政の分離 国は消費者を保護する責任

規制する法律を作り、悪質業者の排除や安全の確保を目的とする。

しかし、これまでの行政は、産業振興行政と安全規制行政のセクションが同じであることが多く、十分なチェック機能を果たすことが難しかった。今後は産業振興行政と安全規制行政のセクションを区別することが必要。

(2) リスク評価に基づく安全行政

安全規制行政の中でも、リスク評価とリスク管理を分けて、リスク管理をする者の責任の所在を明確にすることが必要（食品安全委員会の設置）。

(3) リスクコミュニケーション（相方向性対話）の重要性

安全と安心は異なる（安心＝安全＋信頼）。・・・BSEからの反省
一方的な情報提供ではなく、消費者との意見交換が重要

- (4) 安全第一の視点と予防原則
科学的根拠が完全ではなくても、安全に関しては予防的対処が可能となった。
H.15.9 アハメシバの粉末・錠剤形態の加工食品の販売禁止
- (5) トレーサビリティと製品リコール
生産流通の履歴管理（生産・流通における過程を記録し、公表可能にする）
・消費者の安心・安全の確保
・生産者の信頼できる取組の確保
消費者と生産地が離れている東京都の生産情報提供食品事業者登録制度の紹介

3 消費者に生じた被害の救済

コンプライアンス(法令倫理遵守)の必要性
公益通報者(内部告発者)保護制度
企業の自浄能力を高める。

製造物責任法(PL法) 本来の目的は被害が出た後に補償(被害救済される権利)
実際の効果としては、製品の安全性を高めた。

4 良い事業者・良い製品を市場で選別する

- (1) 自主行動基準
行政が規制を行うのではなく、業者が自ら規制を行うことが必要。
- (2) 第三者機関が、認証(基準を満たしているかを確認)する。
- (3) 認証 各種のマーク・ラベルで区分
- (4) 結果として企業の社会的責任が問われる社会となる。

消費者と情報力・交渉力等で優位にある事

業者とのバランスを取る手法

- (1) 規制・・・事業者の頭をたたく。
- (2) 救済・・・消費者のおしりを支える。
- (3) 市場原理の中で、良い事業者が伸びて、悪い事業者が淘汰される仕組みをつくる(新しい手法)
事業者 自主行動基準を作成する。
企業の社会的責任
消費者 賢くなる。
様々な視点から、良い事業者を見抜いて評価する。

5 改正される消費者保護基本法

- (1) 「消費者の自立」が大きなテーマ
H16.5.26の法改正により、「保護」が削除され「消費者基本法」となった。
「保護」「権利」と「自立」
- (2) 自立とは、消費者がより積極的な役割を果たすこと
行政規制や事業者の自主規制の中に消費者が積極的に参加すべき
- (3) 政府には自立を支援する環境を整える責務
県の役割・・・被害者救済の支援、県条例の改正等
- (4) 消費者団体の独自の役割
今回の法改正により、「消費者団体の役割」の項目が新設された。
消費者個々の問題としてではなく、集団で問題を提起することが必要
- (5) 消費者団体として消費者に代わって訴訟を起こす権利を認める制度の導入へ向けて検討開始



男女共同 参画の ひろば

DV防止法が 改正されました!

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の一部を改正する法律が平成16年6月2日に公布され、12月2日から施行されます。改正のポイントは以下のとおりです。

1 「配偶者からの暴力」の定義拡大

「配偶者からの暴力」の定義が、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動に改正されました。また、離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力又は言動も「配偶者からの暴力」に含まれることとなりました。

2 保護命令制度の拡充

- (1)配偶者からの暴力を受けた後離婚した者が、その配偶者であった者から引き続き暴力を受けるおそれがある場合についても、保護命令の申立てをすることができるようになりました。
- (2)被害者が同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため、裁判所は、被害者の申立てにより被害者の同伴する子どもへの接近の禁止を命ずることができるようになりました。
- (3)退去命令において、退去住居付近のはいかひも禁止されました。
- (4)退去命令の期間が、現行の二週間から二月

間に拡大されました。

- (5)退去命令の再度の申立てが認められることとなりました。
- (6)保護命令の再度の申立てをする場合において、配偶者暴力相談支援センター等に対する相談等の事実が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付が不要となりました。

その他、今回の改正により

- 3 市町村における支援センターの業務の実施
 - 4 被害者の自立支援の明確化等
 - 5 警察本部長等の援助
 - 6 苦情の適切かつ迅速な処理
 - 7 外国人、障害者等への対応
- 等が明記されました。



あなたには暴力に対して
「NO」という権利があります

ドメスティック・バイオレンスやDV防止法に関する情報は……

内閣府男女共同参画局HP（女性に対する暴力）

http://www.gender.go.jp/main_contents/framedata/link/sankaku-kaigi.html

大分県県民生活・男女共同参画課HP（女性に対する暴力の防止）

<http://www.pref.oita.jp/13100/woman/index.html>

ドメスティック・バイオレンス（DV）についてのご相談は……

配偶者暴力相談支援センター 097-544-3900

月～金曜日 9:00～21:00

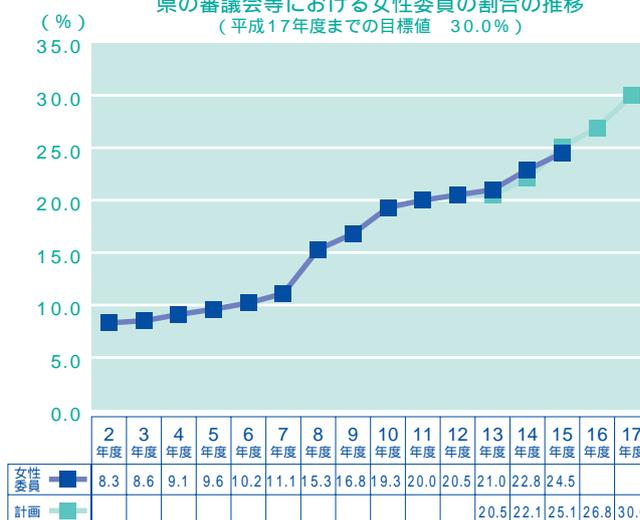
土・日・祝 13:00～21:00

平成15年度 県の審議会等における女性委員の割合について

県では、県の審議会等における女性登用を積極的に推進するため、大分県男女共同参画推進本部が策定した「登用推進計画（平成17年度までに登用率30%達成）」に基づき取り組みを行っています。

その結果、平成15年度における県の審議会等委員2,109人のうち女性委員は517人で、女性委員の占める比率は24.5%と、前年度22.8%を1.7ポイント上回っています。

県の審議会等における女性委員の割合の推移
(平成17年度までの目標値 30.0%)



県民生活・男女共同参画課HP

(県の審議会等における女性委員の状況)

<http://www.pref.oita.jp/13100/syakai/076/>

【参画ミニ知識】国際社会における日本の女性の社会参画状況

日本は、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示す人間開発指数(HDI)では175ヶ国中9位ですが、政治及び経済への女性の参画の程度を示すジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)では70ヶ国中44位と低位です。すなわち、日本は欧米諸国と比較して基本的な人間の能力の開発及び女性の能力の開発は進んでいるものの、女性が能力を発揮する機会は十分でないといえます。

その背景として、仕事と子育ての両立支援策等女性の就労に対する環境整備の水準の違いや、性別による固定的な役割分担意識の存在等が指摘されています。

平成16年度 大分県女性の団体活動推進会議を開催しました

県では、男女共同参画週間(毎年6月23日～6月29日)期間中の6月29日(火)、大分県女性団体連絡協議会との共催により「大分県女性の団体活動推進会議」をアイネスで開催しました。

当日は、各団体より98名の方が参加。中曽根佐織さん(欧州連合駐日欧州委員会代表部調査役)から、「ヨーロッパに学ぶジェンダー政策」と題し、欧州連合(EU)における男女均等待遇政策やアクション・プログラムについて講演が行われました。



お知らせ

【男女共同参画】講座ビデオの貸出&平成16年度講座スタート!!

アイネスでは、平成15年度に開催した講座内容を収録したビデオを貸出ししています。地域での研修やご自宅での学習等にぜひご活用ください。また、平成16年度男女共同参画講座(初級講座 - 全8講座 定員30名 - を2期)を9月～11月に開催する予定です。

ビデオの貸出方法や講座受講申込みなど詳細については、アイネスまでお問い合わせください。

アイネス サポーターの ひろば

～平成16年度「アイネスサポーター」が決まりました～

県民に親しまれる参加型の施設運営を目指すとともに、サポート活動を通じて大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》における取組みに理解を深めてもらい、消費生活の安定と男女共同参画社会作りを推進するための人材の育成を図ることを目的として、今年度より、「アイネスサポーター」が設置されました。

アイネスサポーターとは...?

イベントサポーター(10名)

主にイベント運営、講演記録のテープ起こし等担当

情報サポーター(10名)

主にアイネス・ホット通信の企画・編集、アイネスホームページの企画・編集等担当

の、20名のボランティアから成ります。一年間、よろしくお願いいたします。

各サポーターから、一言ずつご挨拶申し上げます。

情報サポーター

とにかく、皆さんの足手まといにならないよう頑張ります。(R・A)

初めてなので、まずはできることからやりたいと思ってます。(R・I)

アイネスのことを多くの人に知ってもらおうお手伝い、がんばるぞ!(M・I)

男女共同参画やジェンダーについて一緒に考えたいです。(C・K)

出会い、ふれあい、愉快をモットーに参加し、自身がまばたく切っ掛けをゲットしたいと思います。(A・M)

人生に風穴を開けるべく、いろんな意見を吸収したいと思います。(N・N)

生活者として自分に適した買い物をしたいと思いつつ失敗だけです(H・O)

皆さんのお役に立てるようチカラいっぱい頑張ります。(K・S)

ホームページ制作の仕事をしています。その技術を活かして、アイネスをより多くの人に知ってもらえるよう頑張ります。(A・Y)

花より団子からコタツの番の年に突入 激動の世界で生き方を模索中(K・H)

イベントサポーター

男女共同参画やジェンダーを知りたくて参加しました。一人の人間としてのあり方を見つけたいと思います。(M・B)

どんな出会いがあるか楽しみです。よろしくお願いいたします。(T・H)

アイネスを県民の皆様理解して活用して頂くお手伝いをしたいと思います。(H・H)

これから一年間、皆さんとともに楽しみながらやっていきたいです。(K・D)

自分にできることは、精一杯お手伝いしていきたいと思います。(M・K)

綺麗な館内で業務できることも嬉しく、とても意欲が湧いてきます。(M・K)

初めてのボランティアなので積極的に活動したいと思います。(M・N)

アイネスの新風^{まび}に吹かれ、真心を持ち、信頼する心を大切に、友とともに旅時^{まび}を歩む(R・S)

子育てを終えて、第二の人生を頑張るぞ!(Y・S)

一人一人が個性を発揮して、楽しい活動ができればと思っています。(S・Y)



このページはアイネスサポーターの編集によるものです。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》

〒870-0037 大分市東春日町1-1(大分NSビル内) TEL:097-534-4034(代表) FAX:097-534-0684

■ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html> ■Eメール a13040@pref.oita.lg.jp

2100
古紙配合率100%再生紙を使用しています